

殺人未遂被疑事件

被疑者



移送申立て書

令和6年9月9日

大阪地方裁判所 御中

弁護士 高山



弁護士 城使 洸 司



頭書被疑事件について、[REDACTED]氏は、令和6年9月2日付大阪簡易裁判所裁判官による勾留決定に基づき、現在、大阪府東淀川警察署にて勾留中のところ、下記のとおり移送を申し立てる。

記

第1 申立ての趣旨

[REDACTED]氏を大阪拘置所に移送する
との決定を求める。

第2 申立ての理由

1 [REDACTED]氏の尊厳が傷つけられている

[REDACTED]氏は、弁護士が選任された後、9月4日以降の取調べでは、黙秘権を行使する旨明確に意思表示をしている。加えて、今後も黙秘権を行使し、一切の供述をしないことを通告し（資料1）、今後[REDACTED]氏の取調べのために、房から出さないよう申し入れた（資料2）。

しかし、東淀川警察署留置管理課職員は、9月6日、房から出ないと宣言する
■氏に対し、行かないと強制的に連れて行かれると述べた（意思に反して、
留置管理課の職員が強制的に房から留置施設の外まで連行できるその根拠は明
らかでない）。

9月7日も、■氏は、東淀川警察署留置管理課職員に対して、黙秘したい
と述べた。その後しばらくすると、数人の留置管理課職員が■氏の房に来訪
し、「取調べを受けなければならない。取調官から言われて強制執行する」旨述
べた。■氏は職員の言葉を聞き、やむなく房から出て取調室に行かざるをえ
なかった。

9月8日午前9時過ぎ、東淀川警察署留置管理課職員が数名来訪し、■氏
が出房を拒否すると、■氏の意思に反して腰縄を付け、腕や腰縄を掴んで持
ち上げ、車いすに座らせ、取調室まで強制的に連行した（第1次強制連行）。腰
縄を掴んで抱え上げる行為により、■氏は縄が腰に食い込み、痛みを感じた。

9月9日午前9時過ぎ、東淀川署留置管理課職員が数名やって来て、出房を求
めた。■氏が出房を拒否すると、■氏の意思に反して■氏の両脇を
抱えて、留置施設の外に連行した。留置施設の外に出ると、取調べが行われる淀
川警察署の捜査官が■氏を淀川警察署まで連行した。その際、■氏は自
らの意思で歩くことも拒否した。それでも同署の捜査官は、■氏の両脇を抱
え、足を地面に引きずるようにして連行した。また、東淀川警察署留置施設は2
階にあり、東淀川警察署から出るために1階まで降りる際、階段においても同じ
ように■氏を引きずって連行した（第2次強制連行）。その際、■氏の足
は何度も階段の段差に打ち付けられる事態となった。

その後、■氏は、車両に乗せられて、淀川警察署まで連行された後、同じ
ように、引きずられて淀川警察署の取調室に強制的に連れ込まれた。

黙秘権を行使する意思を表明している被疑者に対して、意思に反して取調室に連行し、尋問を受けることを強要することは、黙秘権侵害に他ならない。しかも、上記のように有形力を行使して、身体に痛みを伴うような方法で取調室に連行すること事態が法的根拠が明らかではない違法行為であり、そのような体罰を加えた状態で尋問をすることなど、供述の強要に他ならず、拷問にも等しい行為であり、断じて許されない。

■氏によると、留置施設職員は、以下の違法行為を一部始終録画しているということなので、裁判官において、当該録画を事実調べの上、国際条約、憲法、刑事訴訟法に照らして適法・相当な行為であるかどうかを真摯に判断されたい。

上記の強制出房及び強制連行は、憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権を侵害する違憲・違法な行為である。意思に反して引きずって連行するなど、およそ人道的な措置ではない。■氏の尊厳を損なわせる愚行である。弁護人の申入れにもかかわらず、供述を得る目的で、こうした行為が繰り返されている以上、今後も違憲・違法な行為が継続する可能性が高い。

2 違憲・違法な捜査を防ぐには移送が必要であること

上記のような違憲・違法な捜査が行われるのは、捜査対象者である被疑者を、捜査機関の管轄である警察署内の留置施設に勾留しているからに他ならない。捜査機関の手の内に捜査対象者を勾留しているからこそ、このような横暴が行われ、しかもそれを第三者が監視するような態勢が整えられていないのである。

違憲・違法な捜査を防ぐために、今すぐに、原則どおり、刑事施設である大阪拘置所へ移送されるべきである。

以上